

## 最低賃金2円増 798円→800円へ

### 2020年福島県最低賃金審議会

### 17年連続の引き上げ 800円台へ！！

8月6日（木）福島地方最低賃金審議会は、本県の最低賃金について現在の最低賃金を2円引き上げ、800円とするよう福島労働局長に答申した。

連合福島は、県最低賃金審議会に先立ち、7月16日（木）福島労働局に対して「2020年度福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」118,098筆と合わせて、最低賃金引き上げの要請書を提出した。

要請にあたっては、八巻事務局長から「県内においても、人口流出が課題とされ、企業誘致をはじめ、地場中小への支援が取り組まれているものの、歯止めはかからず、また、コ

ロナ禍によって景気は悪化し、とりわけ県民の消費マインドは一層冷え込んでいる。さらに国の財政状況が悪化することも予測され、将来不安はますます強まり歳入確保の税収向上も今後の課題となっている。このような中で最低賃金の引き上げは地域間の均衡をはかり、生活できる賃金水準確保と消費を活性化させ税収等をはじめとした財源確保となることは明らかであることから、引き上げに向けて真摯な協議をお願いしたい。」と要請趣旨を説明した。



要請書を提出する坂路副会長（右）松田労働基準部長（左）



要請の内容を説明する八巻局長

#### 【要請事項】

- ① 2020年度福島県最低賃金の水準引き上げと早期発効
- ② 特定最低賃金の引き上げと早期発効
- ③ 最低賃金審議会の運営
- ④ 最低賃金監督行政の強化

7月16日以後、7月26日の最低賃金審議会など計5回の審議が行われ、8月6日に公益側見解が示された。先に行われていた厚生労働省の中央最低賃金審議会が7月22日に「全国平均の目安を示さない」との結論となる中、使用者側は現下の経済状況の悪化を理由として頑なに「現行水準維持＝0円」を主張していた。しかし、労働側は、県内の経済成長や人口流出の課題に変わりはないこと、さらには、最低賃金近傍で働く労働者が取り残されてしまうことや、最低賃金の三要素である「労働者の生計費」「賃金水準」「企業の支払い能力」などを中心に協議をすすめた。結果、審議会は本県の最低賃金を現在の798円から**2円引き上げ、時給800円**とするという結論に達した。これによって、引き上げは2004年から17年連続となった。なお、本年の最低賃金は、公示などの手続きを経て10月2日に発効が予定されている。

現在のコロナ禍の中、最低賃金の引き上げは、組合員、さらには署名いただいた皆さんの声が審議会委員に届いたものであり、皆さんのこの間の協力に感謝申し上げる。また今後も、特定最賃の審議を申し入れていることから、構成組織、組合員の皆さんには引き続きのご協力をお願いしたい。